【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年７月２日
【会社名】	株式会社プラザクリエイト本社
【英訳名】	PLAZA CREATE HONSHA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大島 康広
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目８番10号
【電話番号】	03（3532）8800（代）
【事務連絡者氏名】	取締役経営本部長 黒部 一仁
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目８番10号
【電話番号】	03（3532）8800（代）
【事務連絡者氏名】	取締役経営本部長 黒部 一仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成30年６月28日開催の当社第31回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年６月28日

(2) 当該決議事項の内容
第１号議案　剰余金処分の件
期末配当に関する事項
(1) 当社普通株式１株につき金７円
総額90,226,199円
(2) 効力発生日
平成30年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件
(1)当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
(2)取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案のとおり第31条を新設するものであります。なお、変更案第31条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
(3)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件
取締役として、大島康広、牧　由尚、及び黒部一仁を選任するものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
監査等委員である取締役として、大橋正信、村田真一及び林　公一を選任するものであります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額１億５千万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるとするものであります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額３千万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 剰余金処分の件	100,873	71	－	（注）１	可決（99.93）
第２号議案 定款一部変更の件	100,859	85	－	（注）２	可決（99.92）
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件					
大島康広	99,628	1,316	－	（注）３	可決（98.70）
牧　由尚	99,628	1,316	－	（注）３	可決（98.70）
黒部一仁	100,834	110	－	（注）３	可決（99.89）
第４号議案 監査等委員である取締役３名選任の件					
大橋正信	99,631	1,313	－	（注）３	可決（98.70）
村田真一	100,834	110	－	（注）３	可決（99.89）
林　公一	100,836	108	－	（注）３	可決（99.89）
第５号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件	100,813	131	－	（注）１	可決（99.87）
第６号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	100,814	130	－	（注）１	可決（99.87）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上